



令和5年度
事業計画
2023



ICHINOMIYAEN

社会福祉法人児童愛護会 特別養護老人ホーム

管理部門

2024年介護報酬改定へ向けた取り組み

2021年介護報酬改定は改定率+0.70%(うち0.05%は新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価)となっております。しかしながら、自立支援・重度化防止に向け、介護現場における実務面での内容の大改正が盛り込まれているため、第9期は今後の施設運営を左右する非常に重要な時期となります。介護人材の確保も難しい状況を打破すべく、**IOTや介護ロボットの導入、AIの活用などによる業務効率化を推進し、介護職員の負担減を一層目指します。**また、**外国人労働者(特定技能実習)においても積極的な受け入れ態勢を整備していきます。**



介護保険制度改正の全体像

地域共生社会の実現と2040年への備え

介護保険制度が目指している今後の方向性として、後期高齢者が大幅に増加する2025年、働き手の減少が顕著になる2040年を見据えた戦略が掲げられています。

特に、①地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり、②介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代減少への対応といった2点に焦点が当てられています。



■ 介護報酬改定における大きな5つの改革

1 感染症や災害への対応強化

- 感染症対策の強化
- 業務継続に向けた取り組みの強化
- 災害への地域と連携した対応の強化
- 感染・災害におけるBCPの完成

2 地域包括ケアシステムの推進

- 認知症への対応力向上に向けた取り組みの推進
- 看取りへの対応の充実
- 在宅サービスの機能と連携の強化
- ケアマネ自慢部の質の向上と公正中立性の確保

3 自立支援・重度化防止の取組の推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

4 介護人材の確保・介護現場の革新

- 介護職員の待遇改善や職場環境の改善に向けた取り組みの推進
- テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
- 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進



5 制度の安定性・持続可能性の確保

- 評価の適正化・重点化
- 報酬体系の簡素化
- 介護保険施設におけるリスクマネジメント強化
- 高齢者虐待防止の推進
- 基準費用額(食費)の見直し

一宮苑において5つの改革を遂行する為の重点項目

科学的介護の実践

自立支援・重度化防止の推進のため、LIFE(CHSE・VISITを一体運用したもの)へのデータ提供とそのフィードバックの活用を行います。

事業継続に向けた取り組み

台風や地震などの災害に加え、新型コロナウイルスの様な感染症が発生した場合でも、介護サービスの提供が継続できるような体制づくりを進めます。

ハラスメント対策の強化

働きやすい職場環境を整える為、また介護報酬改定においても対策強化が求められている為、指針の整備等を進めていきます。

一宮苑が地域において果たすべき役割

人口構造の推移から、2025年以降は「高齢者の増加」から「現役世代の急減」という方向に局面が変化することが推測されます。そうした背景の中、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040年に向けて課題が山積しています。

2024年介護報酬改定をにらんだ課題への対応を見据え、上記の5つの改革の内容を理解し、ご利用者のみならず職員にとっても安心・安全な環境を作り出し、社会のニーズに応えることができるよう柔軟な施設運営を図ります。



管理部門では4つの項目に着目し、

職員の資質向上とガバナンス強化による透明性のある公平公正な運営に努めていきます。

法令の遵守

各事業所におかれている法令遵守責任者の役割を明確にし、老人福祉法、介護保険法及びその他関係法令の遵守に努めます。全ての職員に対しても、関係法令の周知を行っていきます。また、労働基準法及び労働安全衛生法等の関連法令遵守に努めます。

重点項目

- 法令遵守責任者の役割を明確にし、法令遵守体制を強化します。
- **2024 介護報酬改定を見据えた業務の実施**
- **B・C・P完成、認知症介護基礎研修受講、各種訓練実施、各委員会担当者設置など**
- **道路交通法の順守（安全運転管理者制度）**

社会情勢や法令など様々な変化やリスクへも対応できるようにするため、組織の内部統制（ガバナンス）の強化を図ります。

重点項目

- 規程や規則に則った運営をしていきます。
- 業務の細分化とそれに対応



労務管理

頑張る職員を応援する職場づくり

利用者満足度（CS）向上には、職員満足度（ES）の向上が不可欠と考え、頑張る職員を応援する職場づくりを一宮苑・楠の木ホームの人事方針とし、人事制度指針に基づいた人事考課を行います。等級機能・処遇機能報酬機能・表彰機能・教育機能を人事制度のグランドデザインとし、適切な評価を行います。

重点項目

- 職員に対して処遇機能を明確にし、評価をどのように等級などに反映させるかを示します。また、公平公正な評価基準を設けるとともに、人事考課におけるフィードバックの質の向上を図ることで、職員一人ひとりのやりがいの創出と職員定着率の増加を目指します。



働きやすい職場づくり

労働衛生環境の再検討を通じて、職員が働きやすい職場づくりを目指します。また、衛生委員会を中心に職員の健康管理・ハラスメント対策・メンタルヘルスへの取り組みも強化していきます。

重点項目

- 職場環境：作業管理・作業環境管理・ハラスメント等について検討します。**特に報酬改定でハラスメント対策強化が求められておりますので、しっかりと活動してまいります。**
- 健康管理：産業医・衛生管理者による職場内巡視の強化、ストレスケアマネジメント・腰痛予防・感染症等について検討します。また、年1回のストレスチェックを職員全員に実施します。

働き方改革への対応

「労働時間法制の見直し」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」が掲げられている働き方改革への対応をしていきます。

重点項目

- ワークライフバランスの推進
- 年間5日間の年次有給休暇の取得
- 同一労働同一賃金の整備

ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（多様性の受容）

一宮苑では多種多様な雇用形態を試みておりますが、雇用形態に関わらず一宮苑に従事する全職員に公平公正な機会が与えられる

ことにより、人材の能力を最大限に活かせる環境を整備します。

重点項目

- 介護補助員の業務内容等を再検討します。
- 柔軟な勤務時間の活用など様々な雇用形態を模索します。
- 上記を包括的にとらえ効率的な人員配置を目指します

人材育成

人材育成計画

職員一人ひとりの成長が介護の質の向上につながるの観点から、一宮苑・楠の木ホーム教育体系図の再検討を行います。一宮苑・楠の木ホーム教育体系図の再検討にあたり、等級別・職種別の研修体系を整えると共に、職員一人ひとりのキャリアプランに則った個別研修計画を作成します。

重点項目

- 等級別・職種別研修体系図の再検討と構築を行います。
- キャリアプランに則った個別研修計画を作成します。
- OJT・OFF-JT・SDS（自己啓発援助制度）体系整備を行います。
- 29年度に導入したe-ラーニングを活用します。

研修への積極的な参加

職員一人ひとりのキャリアパスに則った研修への参加だけでなく、**2024年の介護**



保険法改正にも十分な対応ができるようにしていきます。

重点項目

- 権利擁護に関する研修・栄養ケアに関する研修
- 認知症専門ケア向上に資する研修
- 看取りに関する研修・接遇に関する研修
- 重度化防止に関する研修・考課者育成に関する研修

経営安定化対策

ファシリティマネジメント^{*1}を的確に行い、事業環境（ファシリティ）の現状を把握します。また現状把握だけでなく設備の入替・修繕等を検討しコスト削減を目指します。経営の安定を図るため、特費・短期入所・通所介護の稼働率の安定及び職員配置の効率化を図ります。また透明性のある事業運営を念頭に置いた管理を行います。

※1 ファシリティマネジメント：効率的な活動のために行う建築物の設備・人員組織・周辺の環境などについての総合的な管理のこと。

重点項目

- 毎月の予算執行状況の確認を役職者全体で行います。
- 情報開示や収支の根拠を明確にするなど透明性のある事業運営を行います。
- 財務規律の強化をするため、適正かつ公平な支出管理を行ってまいります。



修繕計画

既存の中長期修繕計画の見直し・検討を行い、計画的な修繕を行います。

重点項目

- 入浴環境の整備を検討します。
- 非常用自家発電機の設置を検討します。
- 介護記録ソフトの入替を検討します。
- 勤務表管理ソフトの導入を検討します。
- 職員が健康で働きやすい職場環境を整えます。

入所生活介護事業部門

(特別養護老人ホーム一宮苑)

2025年の地域包括ケアシステム構築実現に向けて『中重度要介護者や認知症高齢者へのさらなる対応強化』と『特養の看取り介護体制の強化』を推進し、中重度要介護者が住み慣れた地域でその人らしく生活できるようにサービスを提供していきます。

また、2021年介護報酬改定の重点施策でもある自立支援・重度化防止の推進について、CHASE・VISITを一体運用することとなった科学的介護情報システムLIFEへのデータ提供と、そのデータのフィードバックを活用することによって、一宮苑における更なるPDCAサイクルの推進とケアの向上を目指します。

認知症ケア

心理・行動症状は認知症の高齢者にとって「第2の言語」と言われているため、表面的な言語だけにとらわれず、利用者のありのままの姿を捉え、中核症状と周辺症状(BPSD)を正しく理解することで、心理・行動症状を緩和するケアへ結びつけます。環境の変化を受けやすい認知症高齢者が施設の中で、その人らしい生活を送ることができるよう支援をしていきます。

前年度に続き認知症介護基礎研修の受講を促進していきます。

栄養ケア・マネジメント

中重度の要介護者支援が求められる中で、リスクの高い低栄養状態を早期に発見し適切な栄養ケアを実施することにより、利用者のQOLを高めることを目指します。利用者が最期まで口で食べる楽しみを持ち続けられるよう医師の指示のもと多職種協働で口腔ケアや摂食嚥下機能の訓練等を実施し利用者の支援をしていきます。2021年介護報酬改定で多職種連携における管理栄養士の関与の強化が盛り込まれている為、管理栄養士の役割を明確化します。

健康管理と口腔ケア

協力病院にて入所時検診を実施、その結果と総合的な情報をもとに多職種で情報共有し、ご利用者の健康管理を行います。定期的な健康診断を実施し、その時点での状態に合わせた介護サービスを提供していきます。また、協力歯科医院と連携し、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を進めていきます。平均年齢も高くなっている状況の中で、ご利用者本人あるいはご家族の意向に沿った介護サービスを提供すると共に、多職種で連携をし、穏やかな余生をお過ごしいただけるような環境を整備していきます。



機能訓練

個々のご利用者について身体状況の把握をし、機能訓練指導員、介護職員、看護師が個別機能訓練計画に従って生活リハビリを行います。訓練はご利用者の身体状況に十分配慮しながら行います。LIFEへのデータ提供とフィードバックを活用し、それらの情報を多職種で共有し、ご利用者の健康状態の変化に適切な訓練をおこないます。

一宮苑で生き生きと過ごせるような環境作りや、ご利用者の身体の状態にあった福祉用具(車いすや歩行器等)の整備及びそれらの清掃に努めます。



終末期ケア/重度化対応

施設を「終いの住まい」と捉え、住み慣れた地域で最後を迎えたいと希望されるご利用者・ご家族が増えてきています。重度化対応から終末期を迎え、看取りに至るまで、終末期を共に過ごす尊さを体感し“最後まで自分らしく”を支える看取り介護を提供していきます。今回の報酬改定において示されている「**人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**」等の内容に沿った取組を行っていきます。看取りをされるご家族の心のケアという観点からも、話し合いなどを通じて信頼関係を構築する事で、「看取り」を受け止めて頂けるように支援していきます。ご利用者の平均要介護度が高まる傾向が見られる中、状態にあわせた重度化への対応を強化すると共に、多職種、医療機関との情報共有と連携を強化していきます。最期を迎え、お見送りしたあとの※1 グリーフケア：遺族の複雑で深刻な心の状態を理解して寄り添うことで回復のサポートをすること



地域資源の活用と連携

ご利用者により満足していただけるように、地域の演芸ボランティア団体※1や傾聴ボランティア※2、介護支援ボランティア※3等との協力体制をより深めていきます。また、地域福祉の拠点となるべく、長年培ってきた高齢者福祉のノウハウを広く地域社会に活かしていきます。具体的には、地域における介護相談や教育施設での交流体験等を通じて、介護・福祉に対する理解を深めていただけるように活動していきます。更には仮称として地域家族介護者教室を定期的に関催します。それにより地域住民の介護へのニーズの把握と在宅介護の一助となるようにしていきます。

- ※1 演芸ボランティア団体：一宮町社会福祉協議会に登録された町内住民による演芸ボランティア団体
- ※2 傾聴ボランティア：一宮町社会福祉協議会主体で活動する傾聴ボランティア団体
- ※3 介護支援ボランティア：一宮町へ登録し活動する一宮町介護支援ボランティアポイント制度

委員会活動

ご利用者が施設内で安心して生活していただけるように、様々な委員会を設置し、日々の業務の見直しを行っています。また、介護サービスの質の向上を目指した委員会も設置し、職員の専門性を高めています。



各委員会での活動

1 権利擁護委員会 担当者設置義務有

①身体拘束廃止への取り組み…身体拘束は、ご利用者の自由を制限することであり、ご利用者の尊厳ある生活を阻むものです。一宮苑では、再度指針の見直しをするともに、ご利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的な弊害を理解して拘束廃止に向けた意志をもち、拘束しないケアへの取り組みを行っています。

②虐待防止への取り組み…認知症の理解などご利用者の安心と安全が最優先されるということを施設の理念として共有することが大切です。**指針の更なる整備や施設内外の研修を通じて**常に虐待防止の意識を高めていくことが重要になってきます。自身を振り返る為に「虐待防止の芽を摘む活動」としてアンケート調査の実施も併せて行っていきます。ご利用者に対しては、より質の高いサービスの提供を行い、ご利用者一人ひとりを理解しケアに反映していくことや個別ケア、認知症のご利用者へ理解を深めることなどを中心に考えていきます。

2 リスクマネジメント委員会 担当者設置義務有

ご利用者の多くは危機回避のための反応なども低下してきます。特設での介護事故をゼロにすることは困難なことです。介護の専門家として事故を予防し予測されるリスクに備えることが大切になってきます。各事業所において起きた事故やヒヤリハットはリスクマネジメント委員会に集められ、PDCAサイクルを活用し検討をしていきます。**担当者を中心とした指針の整備や委員会・研修の実施により事故発生防止を講じていきます。**また委員会開催にあたって同時に痰の吸引等に関するリスクマネジメント・身体拘束廃止に関する委員会も実施し、リスクマネジメント全般を検討していきます。

3 感染症対策委員会

特別養護老人ホームに入所されている方の多くは高齢や疾病により感染症に対する抵抗力が低下しており、集団で生活している事から感染症が広がりやすい状況にあります。感染症自体を完全になくすことは出来ないため、感染症が発生した場合には被害を最小限にとどめる事が重要です。そのための感染症マニュアルの見直しや地域の情報収集に努めながら検討していきます。また、新型コロナウイルスの様な**感染症対策の強化**をし、ご利用者が安心して生活できるよう体制を整備することが必要になってきます。その為にも**委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施を確実に**行っていきます。感染症発生時のBCP(事業継続計画)については発生後の初動を重要視して検討をしていきます。

4 給食委員会

ご利用者の嚥下状態に合わせた食事を提供していきます。一日の生活の中で楽しみとして重要な位置を占める食事を大切にしていきます。給食委員会を月1回開催します。利用者アンケートを定期的に行って分析し、ご利用者の満足度の向上に努めます。年2回のモニタリング(事後評価)やサービス担当者会議を通じ、家族・本人等の希望に添った計画になるようにしていきます。食事摂取に関するあらゆる状況に対応できるように、新たに導入したクックチルでの幅広い食事形態を考え、栄養面でのケア・マネジメントを行っていきます。

5 褥瘡予防対策委員会

高齢者は低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態になりやすく、褥瘡発生のリスクが高くなります。こうしたリスクを持つご利用者が健康で尊厳のある生活が出来るように他職種協働で褥瘡の予防を目指します。褥瘡予防に 向けて外部の医師と連携をとるとし、質の高い看護・介護に取り組みます。

6 行事、レクリエーション委員会

ご利用者が充実した豊かな時間を過ごせるように、季節にあった様々な行事を行います。また、状態変化に伴う生活でも、ご利用者が毎日の生活を喜びや生き甲斐を感じながら、満足して送れるようにQOL(生活の質)の向上を目指し、心身の健康が回復できるような幅広い趣味活動としてのレクリエーションを考えていきます。

7 サービス向上委員会

委員会の目的として次の4点を重点項目として掲げます。また、数ある各種委員会を統括し、委員会としての持つべき機能を十分に発揮できるよう取りまとめていきます。更には、各委員会が独立して機能するだけでなく、相乗効果が得るよう各委員会の係わりを常に意識して委員会を開催します。

- ①基本サービス状況の確認 ②各委員会の年間目標に対する目標管
- ③委員会の実施状況確認 ④研修の進捗状況の確認

8 入所検討委員会

入所に関する基準を明確にするとともに入所者決定経過の透明性、公平性を確保し、入所の円滑な実施に資することを目的とします。また入所待機されている方々の実情をより把握するため半期に一度現況調査を実施し、待機状況の明確化を図っていきます。

9 防災委員会

ご利用者の生命の安全を保障することを最優先課題とし火災、地震、津波、その他の災害による人命の安全、被害の軽減についての教育及び訓練を計画的に実施します。また、避難訓練や防災用品のチェック、救急法(AED)などの訓練を実施し防災意識の向上に努めます。2021介護報酬改定において義務づけられた**「感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等」**を行っていきます。災害時のBCP(事業継続計画)については発生後の初動を重要視して検討をしていきます。**避難確保計画に沿った訓練の実施**

10 研修委員会

職員一人ひとりの成長が介護の質の向上につながるという観点から、級別・職種別の研修体系を整えると共に、職員一人ひとりのキャリアプランに則った個別研修計画を作成します。また研修ではeラーニングを活用した研修も併せて検討していきます。

11 衛生委員会

職員が健康で働きやすい職場作りを目指します。重点項目に『やりがいを持ち安心して働ける職場の風土作り』『ハラスメント対策強化』『ワークライフバランスの推進』『メンタルヘルス対策』に加え**「腰痛予防」や「転倒防止」など労働災害防止にも努めます。特に介護報酬改定でも特筆されている「ハラスメント対策強化」には注力していきます。**



短期入所生活事業部門

(ショートステイサービス一宮苑)

住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域における中重度者及び認知症要介護者の受け入れ体制を整備していきます。

また、そういったご利用者の自立支援・重度化防止を推進するため、LIFE を活用した化学的根拠に基づく介護サービスの提供を目指します。LIFE から得られたフィードバックについて、多職種協働で PDCA サイクルを進め介護サービスの向上を目指します。

1 特別養護老人ホームとの一体経営という利点を活かし、それに準じた介護サービスを提供していくと共に、介護サービスの質の向上を心がけて、委員会活動や研修会も充実させます。またご希望者には行事等への参加・理髪サービス等を提供します。

2 第8期介護報酬改定による介護報酬減の状況を鑑み、ベッド稼働率 98%を目標とします。そのために、ご利用の男女比、地域の居宅ケアマネージャーや病院等との連携強化をするなどの確かなベッドコントロールを遂行していきます。

重点項目

- 短期入所生活介護における介護報酬改定では、自立支援の強化や医療機関との連携強化、夜間の医療処置への対応の強化など 質の高いサービスの促進を図ることが求められているため、それらの体制を整えていきます。
- 短期入所のご利用者も医療依存度の高い方が増えてきており、多職種での連携はもちろん、ご家族や医療機関との連携をさらに強化し、安心・安全な介護サービスが提供できるよう努めます。併設のデイサービスセンターやケアハウス棟の木ホームとの情報共有を深め、中重度の要介護者への迅速な受け入れも視野に入れていきます。
- 「ケアフロンデータ連携システム」を活用していきます。



通所介護事業部門

(デイサービスセンター一宮苑)

2021年介護報酬改定では、通所介護においても自立支援を本軸に据えた改定となっております。その為、「自立支援」「重度化防止」をキーワードとしたサービスの提供に努めます。サービスの提供にあたっては、LIFE へのデータ提供と、そのフィードバックを活用し、内容の充実を図っていきます。特に機能訓練体制強化、栄養改善の取り組みを強化し、「自立支援」「重度化防止」に資する取り組みを行っていきます。

1 「介護保険は、介護が必要になったものの尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供することを目的とするものであり、提供されるサービスは、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資することが求められている」ということを職員全員の共通認識として日々の介護サービスの提供に努めます。

2 令和4年度は稼働率低下が顕著であったため、ご家族・ご利用者ニーズへ配慮したサービスの実施と、稼働率を意識した運営を行っていきます。

3 新型コロナウイルス感染症への対応も引き続き強化していきます。

感染予防対策・発症時の迅速な対応・地域情報共有

重点項目

- デイサービスに求められている『自立支援』『重度化防止』に向けたサービスの充実を図るため、多職種でのカンファレンス等を積極的に行います。
- 地域における『中重度要介護者および認知症要介護者の受け入れ強化』についても引き続き継続していきます
- 「ケアフロンデータ連携システム」の活用をしていきます。



居宅介護支援事業部門

(在宅介護支援センター一宮苑)

介護保険法令に基づき、要介護または要支援認定を受けた利用者とケアマネジメント契約を結ぶことにより、アセスメント・ケアプランの作成・サービス提供事業者との連絡調整等を行い、介護保険サービスのみならず生活の質の維持向上に必要なサービスの提供が適切に行われるようマネジメントしていきます。

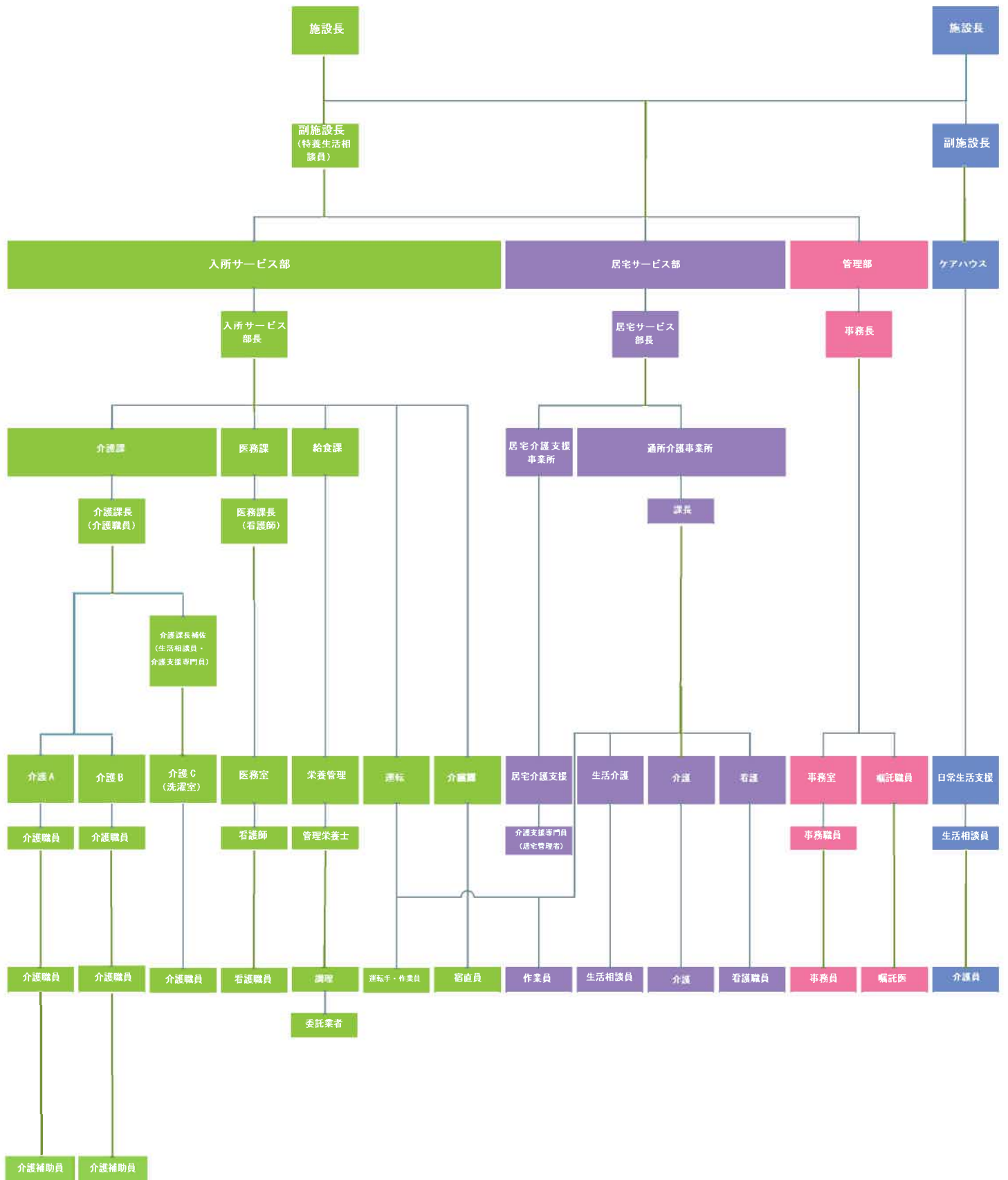
- 1 介護保険法令に基づき、契約内容を遵守しサービス遂行に努めます。
- 2 契約に則った介護サービスの提供のみならず、ご利用者の生活全般にわたり、より付加価値の高いサービスの提供を目指します。
- 3 個々のニーズに沿った居宅介護サービス計画の作成とその実践を目指します。
- 4 以上の項目を重要項目とし、介護支援専門員自らの資質向上にも努めていきます。
- 5 新型コロナウイルス感染症への対応も引き続き強化していきます。

感染予防対策・発症時の迅速な対応・地域情報共有

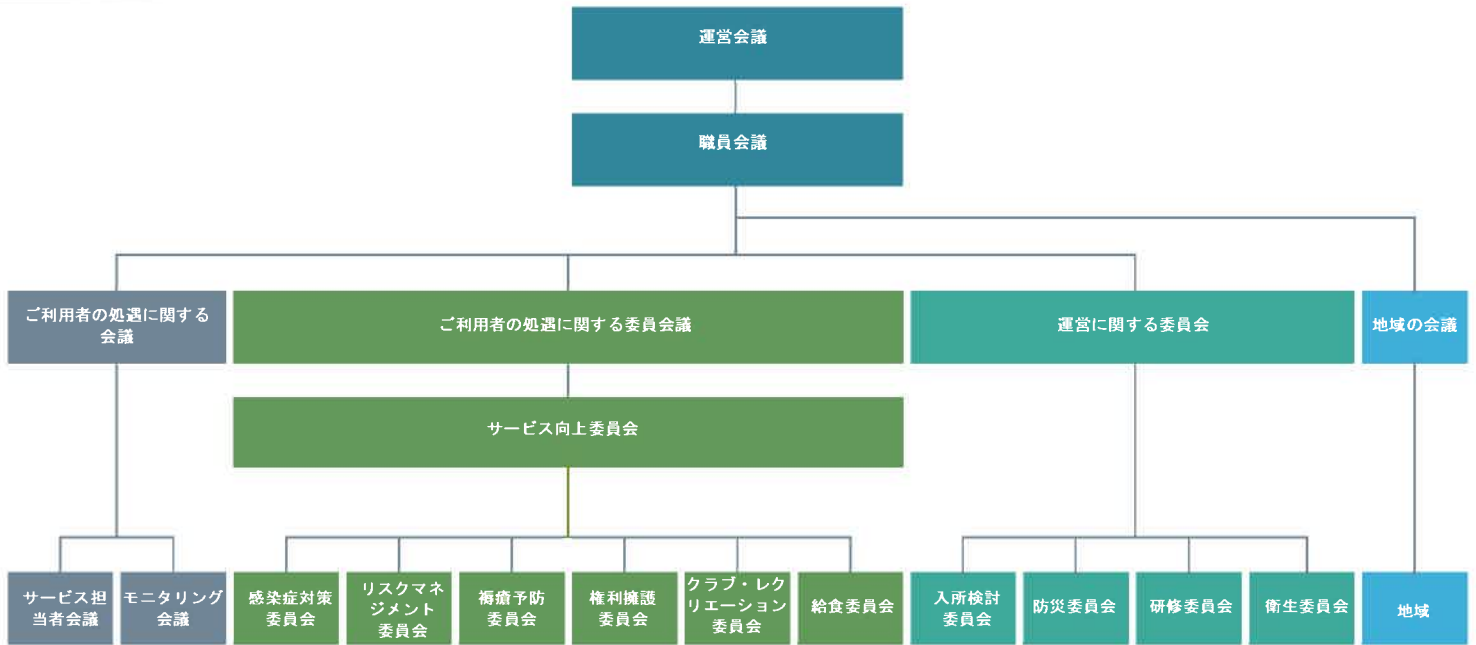
重点項目

- 医療との連携強化、医療ニーズへの対応を促進するため、平常時のみならず、ご利用者の入院時や退院・退所時にも医療機関との連携を密にしていきます。
- 質の高いケアマネジメントの推進を図るだけでなく、公正中立なケアマネジメントを実施していきます。
- 居宅会支援事業におけるBCPの作成を進めています。
- 「ケアプランデータ連携システム」の活用をしていきます。



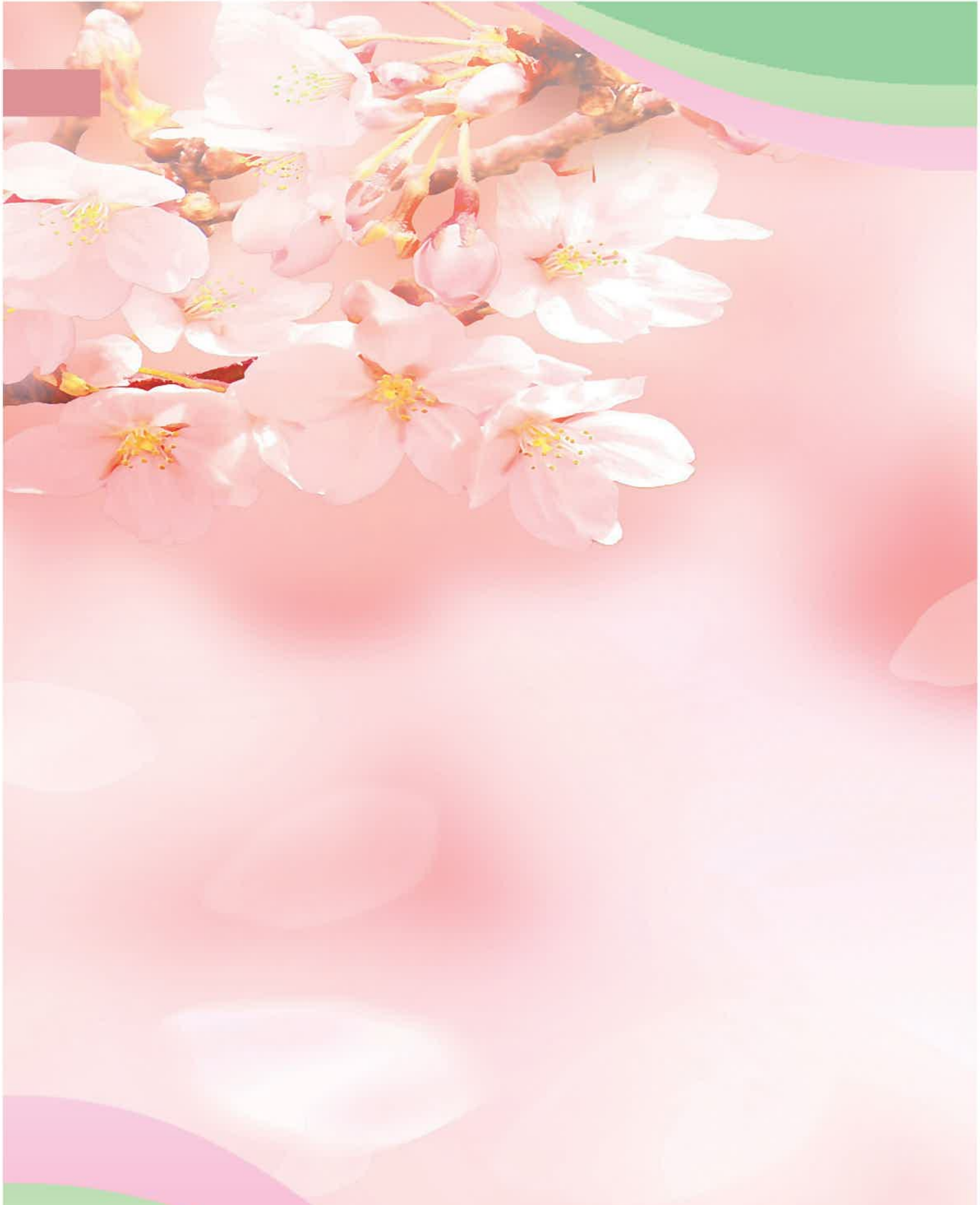


社会福祉法人 児童愛護会 一宮苑・楠の木ホーム 会議・委員会体系図 (2023年4月1日付)



社会福祉法人 児童愛護会 一宮苑・楠の木ホーム 業務分担表 (2023年4月1日付)





ICHINOMIYAEN

社会福祉法人児童愛護会 特別養護老人ホーム